

WAC第三者評価事業における 新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

1. 基本姿勢

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針および東京都感染拡大防止ガイドライン、東京都福祉サービス評価推進機構の関連通知に基づき、以下のとおり感染拡大防止に努める。また、第三者評価対象のサービス種別等を勘案し、事業所と合意の上で進める。

2. 基本対策

「3つの密」を避ける。「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」を実行する。上記を実施するための準備をして、評価者に周知する。

3. 第三者評価事業における場面ごとの具体的留意事項

①経営層・職員への評価方法説明

説明時に事業所職員との距離の確保等を事前確認して実施する。場合によってはWeb上で実施する。

（事例）「3密」が難しい場合は、評価機関による説明は事業所の責任者に行い、職員への説明は責任者から行う方法も事業所と相談する。

②利用者調査（聞き取りの場合）

聞き取り場所の広さ、アクリルシールド、パーテーション等の飛沫感染予防器具設置の有無について確認し、実施方法を事業所と相談する。聞き取り時間は、できるだけ短時間にする。

（事例）広い場所の確保が難しい場合、聞き取りブースの複数個所用意、調査日を複数日にする等の対応を事業所と相談する。また、質問が聞こえ難い利用者への対応にはプリントを用意するなど工夫を凝らす。必要な場合は、評価機関はフェイスシールドを持参する。

③利用者調査（場面観察）

なるべく会話を控えて行う。利用者との距離が取り難い施設では、観察場所を事業所と相談して取り決める。場合によっては評価者の人数、時間等を制限する。

④訪問調査

事業所と相談し、上記①～③を複合的に組み合わせて実施する。

⑤評価者合議

Web会議を有効に活用する。（WAC事務局が会議設定を担当する）

4. 評価者および事業に係る職員の健康管理

評価者は、事業所訪問時のみならず、「基本対策」を日頃から実践し、自身の健康管理に努める。特に、事業所訪問予定日の2週間前後は定時の検温を行い記録する。

訪問当日は、同行者が相互に発熱、体調不良（微熱、咳、下痢、めまい等）について確認し、異常があった場合は、当該者または全員が訪問を見合わせる。施設内での飲食は控え、持ち物に至るまで清潔を心掛け、常に感染拡大防止に努める。